平成２６年（フ）第１１２号
広島市安佐南区高取南２丁目20番30号
破産者　有限会社瀬戸内アロエ
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３号
広島市安佐南区高取南２丁目20番30号
破産者　株式会社ヴァルトインターナショナル
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８号
福岡県田川市大字夏吉2081番地
破産者　有限会社山崎畜産
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所田川支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８５号
長野県松本市宮渕１丁目４番34号、前住所長野県松本市蟻ケ崎２丁目７番20号
破産者　関軒　政子
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２７号
広島県安芸高田市美土里町本郷5771番地１、開始決定時の住所広島県安芸高田市甲田町下小原1349番地１
破産者　中村　博一
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第５６号
広島県三次市吉舎町吉舎1791番地１
破産者　宗藤　吉徳
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第１１１１号
札幌市北区新琴似10条８丁目１番８号
破産者　高柳　正志
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７１号
埼玉県蓮田市大字閏戸4026番地298
破産者　休場ゆう子
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
神奈川県平塚市中原２丁目３番64号　コーポかとれあＢ号、前住所神奈川県平塚市中原１丁目７番48―201号　ケイエスＡＲＴヒルズ
破産者　三浦　和人
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１７２号
長野県塩尻市大字片丘6662番地
破産者　横山　　滋
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５６５号
静岡市葵区安東２丁目21番15号　トークハイム安東103号、旧住所静岡市葵区長谷町23番地　グランディ　ハセ202号
破産者　柴田　昌子
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８０号
堺市堺区海山町４丁167番地70
破産者　小田　武志
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５４０号
大阪府藤井寺市藤ケ丘４丁目13―15サンフォレストＤ棟202号室、開始時の住所大阪府藤井寺市沢田１丁目27―17　コートＳＵ308号
破産者　吉田　　悟
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３４４号
奈良県大和高田市大字池田245番地29　レオパレス第24―105号室、開始決定時の住所奈良県大和高田市材木町４番28号　レオパレス第14―104号室
破産者　福井　一郎
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚82番地
破産者　福池　仁志
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２１号
徳島県徳島市国府町西黒田字南傍示３番地の１
破産者　上田井堅次
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２６号
北九州市八幡東区宮の町２丁目13番８号、開始決定時の住所北九州市小倉北区井堀１丁目６番12号
破産者　比嘉　俊雄
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部